

第3子以降の保育料等を助成します

市は、本市独自の取り組みとして「第3子以降保育料等負担軽減事業」を実施しています。同事業では保育園や幼稚園、認定こども園などの利用者を対象に、第3子以降の保育料等の全額または2分の1を助成。要件を満たしている場合、申請することで4月から平成30年3月までの保育料等の助成が受けられます。

助成額

市町村民税課税額の所得割の合計額(以下、年間課税額)に応じて助成します。

▽年間課税額が97,000円未満の世帯：平成29年度分として支払った対象児童の保育料等の全額

▽年間課税額が97,000円以上の世帯：平成29年度分として支払った対象児童の保育料等の2分の1

対象児童

小学生以下の年長者から数えて、3番目以降の児童

※対象児の保育料等に自己負担が発生しない場合は対象外

対象施設

認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、市立幼稚園、私立幼稚園、認可外保育施設、事業所内保育施設

申請方法

入所施設を通じて必要書類を受け取り、同施設へ提出

※市外の保育施設を利用している場合や、年度途中に退所し保育施設を利用しなくなった場合は左記へ

【問い合わせ】

教育委員会 子育て課
 (☎45・1311内線345)

❖助成制度の対象児童の捉え方

小学生以下の年長児から順に数え、3番目以降で保育所等を利用した児童が対象

中学生以上



中学生以上のきょうだいはカウントしない

小学生以下



第1子

として数える



第2子

として数える



第3子以降

として数える

❖助成区分

年間課税額	認可保育所	認定こども園	市立幼稚園	私立幼稚園	小規模・認可外・事業所内保育施設
97,000円以上		市の2分の1助成の対象			
97,000円未満		市の全額助成の対象			
77,101円未満	国の無償化制度の対象				
	無料(生活保護世帯)				

- ▷ 2分の1助成対象世帯に所得制限はありません
- ▷ 全額助成の対象は年間課税額が97,000円未満の世帯です
- ▷ 年間課税額が77,101円未満の世帯は私立幼稚園を除く認可施設を利用する場合、国の無償化制度により、保育料等が無料となります
- ▷ 認可施設を利用する生活保護世帯の保育料等は無料となります